





大阪商工会議所 国際部 2025.1.6





## 貿易登録の区分は以下の3つです



#### 新規登録

初めて貿易登録を行うまたは、3年以上前に貿易登録が失効している方



#### 登録更新

更新通知メールを受け取り、おおよそ1か月以内に貿易登録の有効期間の満了日を迎えるまたは、すでに満了日を超えて貿易登録 が失効している方



#### 登録変更

現在貿易登録の有効期間内で、登録情報に対して登録変更(業態内容変更、署名追加・変更・削除)が必要な方





#### 印鑑証明の提出

# 大阪商工会議所では、2021年11月1日のオンライン発給の開始に伴い、本人確認を厳格化するために、これまでは提出不要としていた法人代表者印の印鑑証明書(法務局で取得)が新たに必要になりました。 必要書類は下表の通り

			新規	更新
		誓約書	●	●
システム上で作成する書類		業態内容届	●	●
		署名届	•	●
本人確認書類	法人の場合	履歴事項全部証明書	•	•
		代表者印の印鑑証明書	•	•
	個人の場合	住民票	•	•
		代表者の印鑑登録証明書	•	●
		事業活動を示す資料	•	•







#### 代行業者の登録

#### 大阪商工会議所にて、システムを利用して発給申請等を代行しようとする場合は、新たに代行業者登録が 必要です。システムを利用しない(従来通り窓口発給申請を行う)場合は、貿易登録の必要はありません。 なお、代行業者が貿易登録を行おうとする場合は、会員・非会員を問わず、貿易登録手数料がかかりません。 また、申請者であり代行業者でもある場合は、「申請者かつ代行業者」として貿易登録ができます

オンライン発給申請の代行



(無料)

窓口発給申請の代行









#### 署名登録数の上限

2021年11月1日のオンライン発給開始に伴い、大阪商工会議所が取り扱う個人データの量を減らすとともに、 紙資源の削減を目的として、原則として、申請者の<mark>署名者の登録人数を15人以下</mark>とさせていただきます。な お、弊所への貿易登録において、代行業者の担当者情報を登録する必要はありません









# 管理者IDを使ってシステムにログインし、貿易登録情報(代表者名や所在地等の情報)や、署名者の追加・変更・削除を行った後、窓口手続きが必要です。一方、**連絡担当者の登録情報に限っては、システム内** で変更手続きを完了できます









署名者情報の追加・変更・削除に関して、他者へのID引継ぎ(使い回し)を避けるため、氏名の変更がで きません。また署名の形状は、仕様上変更ができません。氏名や署名の形状を変更する場合は、登録済の ユーザーIDを削除したうえで、新たに署名者の追加を行い、必要情報の登録後に、署名届を印刷して、署名 者の署名を記入してください。







#### 1)変更には

貿易登録情報(社名や住所等の企業情報)の変更や、署名者の追加・変更・削除を行う場合は、 管理者IDでログインして、メインメニューから「登録内容の変更/有効期間更新」を選択し、表示される 画面の変更ボタンをクリックしてください。



【貿易登録情報・署名者情報の変更手続きを完了させるには、書類提出が必要です】 ・変更手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で変更手続きを進めていただいた後、変更届等の書類を提出し、 窓口での手続きが完了した後に変更が反映されます。





#### 2) 貿易登録内容の変更

・貿易登録内容の変更・更新画面が表示されますので、変更がある場合は直接修正してください。 ・修正完了後(署名者のみ変更したい場合は何もせず)、画面下の「署名者確認に進む」ボタンをクリック。

貿易登録の内容の確認を	更新 - 企業情報 行います。必要に応じて、P	羽容の修正を行っ	ってください。				【入力データの途中保存】 ※作成から60日間保存されます。 ・「署名者確認に進む」をクリックすると、本 画面の入力内容が途中保存されます。後日、
基本情報							途中保存されたデータから変更手続きを再開
申請種別	変更		申請番号		888800000528 (2024/11	1/05 13:37更新)	9 ることかじさま9。  者名石唯認に進む]
登録種別	必須申請者	~	業態区分	必須	法人・団体	~	- でクリックビタに別画面に移動したクロクア - ウトレたりすると 入力(変面)内容が反映
法人番号 法人番号公表サイト	例:1234567890	123	<u> </u>				されませんのでご注意ください。
し <b>へへへ</b> その他の事項	$\sim \sim \sim \sim$	$\sim \sim \sim \sim$	$\sim \sim \sim$	$\sim \sim$	$\sim \sim \sim$	$\sim \sim$	リックすることで削除されます。
払込資本金	100	万円	従業員数		1,000,000	X	
払込資本金 設立年月日	100	万円	従業員数 古物許可証の有無	必須	1,000,000 う有り () 無し	X	、この他の専巧
払込資本金 設立年月日 業種	100 19220401 卸売翼	万円 	従業員数 古物許可証の有無 業種(その他)	<u>必須</u>	1,000,000 う有り () 無し	X	<ul> <li>・その他の事項</li> <li>大阪商工会議所では、入力頂く必要はありません</li> </ul>
払込資本金       設立年月日       業種       主要取扱品	100 19220401 卸売算 一般機械	ля 	従業員数 古物許可証の有無 業種(その他) 主要取扱品(その他)		1,000,000 ) 有り () 無し	X	・その他の事項 大阪商工会議所では、入力頂く必要はありません
払込資本金         設立年月日         業種         主要取扱品         貿易取引額 (輸出)	100       19220401       卸売業       一般機械       100	万円 、 、 百万円	<ul> <li>従業員数</li> <li>古物許可証の有無</li> <li>業種(その他)</li> <li>主要取扱品(その他)</li> <li>貿易取引額 (輸入)</li> </ul>		1,000,000 う有り () 無し 100	人 百万円	・その他の事項 大阪商工会議所では、入力頂く必要はありません





ユーザーIDの停止

使えないようにする

※担当者の異動や氏名・サイン形状変更により、登録済IDを

ユーザーIDの継続(登録内容の変更なしの場合)



#### 3) 署名者情報の変更 追加、変更、削除を行うと「申請区 分しの欄に反映されます。 ・署名者の追加・修正・削除がある場合は一覧から操作してください。 署名者追加 ユーザー件数:2 1 ユーザー番号 氏名 (和文) 氏名 (英文) 役職 (英文) E-mail 申請区分 操作 変更 日商一郎 Ichiro Nissho @jcci.or.jp 修正 00001 削除 日裔 次郎 削除 修正 00002 Jiro Nissho @jcci.or.jp 取消 手続きの内容(追加・修正・削除) システム操作方法 申請区分 氏名 (和文) テスト一郎 氏名 (英文) Ichiro Test 署名者の追加 「署名者追加」ボタンをクリッ 追加 **九て入力** 役職1(英文) president 署名者の登録内容変更(E-Mailのみ変更可) 変更 「修正」ボタンをクリックし、登 役職2(英文) 例:Director ※他者へのID引継ぎ(使い回し)防止のため、氏名・サイ 録内容を修正 役職3(英文) 例:CEO ン形状を変更する場合は、登録済のユーザーIDを停止 したうえで、署名者の追加を行ってください。 E-mail taro.nissho@jcci.or.jp

「削除」ボタンをクリック

不要

保存されます。 ⇒手続き完了後(手続き不要なら何もせず)、「「必要書類の印刷」に進む」をクリックします

削除

空欄

キャンセル

更新ボタンをクリックするタイミングで、作業中のデータが途中

【入力データの途中保存】

3.登録変更



#### 4) 変更申請書等の印刷・提出





・変更申請書、業態内容届、署名届を印刷します。 ※業態内容届と署名届は追加、変更がある場合のみ印刷可 ※登録種別(申請者/代行業者/申請者かつ代行業者)を変更する場合は 誓約書の提出も必要です。

#### ・業態内容届に変更がある場合は、本人確認書類が必要です。

法人の場合					
履歴事項全部証明書	<ul> <li>・ 法務局で取得</li> <li>・ 発行日から起算して3か月以内の原本</li> <li>・ 法人格のない団体の場合は、認証の写し、定款、役員名簿等</li> </ul>				
個人事業主(の住所変更)の場合					
住民票	<ul> <li>・ 氏名と現住所が記載された住民票記載事項証明書も可</li> <li>・ 発行日から起算して3か月以内の原本</li> </ul>				

# ・署名者(ユーザーID)の新規追加がある場合、 **署名届に肉筆サインが必要**です。

・印刷した書類のうち変更申請書に押印のうえ、提出してください。 ※社印と登録のある代表者印を押印してください。 ※登録印に変更がある場合は、印鑑証明書(法人の場合)または 印鑑登録証明書(個人事業主の場合)を提出してください。







#### 1) 更新には

**貿易登録の有効期間は2年間です。**更新を行う際は、メインメニューから「登録内容の変更/有効期間 更新」を選択します。更新は有効期間満了日の30日前から行うことができます。 なお、更新手続きと合わせて、貿易登録内容(社名や住所等の企業情報)の変更、署名者の追加・ 変更・停止を行うことも可能です。



※すでに「変更」手続きの作成途中のデータがある場合、更新を行うことができません。

その場合は、変更を選択し、「申請キャンセル」ボタンをクリックすることで、変更手続きを取り消していただく必要があります。

【更新手続きを完了させるには、書類提出が必要です】

・更新手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で更新手続きを進めていただいた後、誓約書等の書類を提出していただき、

窓口での手続きが完了した後に更新が反映されます。





#### 2) 貿易登録内容の変更

・貿易登録内容の変更・更新画面が表示されますので、変更がある場合は直接修正してください。
 ・修正完了後、または変更がない場合は画面下の「署名者確認に進む」ボタンをクリックしてください。

貿易登録変更 <sup>貿易登録の内容の確認</sup>	・更新 - 企業情報 途行います。 必要に応じて	<b>え</b> 、内容の修正を行ってください。	
基本情報			
申請種別	変更	申請番号	888800000528 (2024/11/05 13:37更新)
登録種別	必須申請者	✓ 業態区分	◎須 法人・団体 ∨
法人番号法人番号公表サイト	例:123456	7890123	

#### 【入力作業データの途中保存】 ※作成から60日間保存されます。

「署名者確認に進む」をクリックすると、
 本画面の入力内容が途中保存されます。後日、
 途中保存されたデータから更新手続きを再開することができます。「署名者確認に進む」を
 クリックせずに別画面に移動したりログアウトしたりすると、入力(変更)内容が反映されませんのでご注意ください。
 ・途中保存データは「申請キャンセル」を
 クリックすることで削除されます。

その他の事項					
払込資本金	100	万円	従業員数	1,000,000	×
設立年月日	19220401		古物許可証の有無	◎ 有り ● 無し	
業種	卸売業	~	業種(その他)		
主要取扱品	一般機械	~	主要取扱品(その他)		
貿易取引額 (輸出)	100	百万円	貿易取引額 (輸入)	100	百万円
メインメニューに戻る 申請キャンセル 「署名者確認」に進む					









13

#### 3) 署名者の追加・変更・削除 追加、変更、削除を行うと「申請区分」 の欄に反映されます。 ・署名者の追加・修正・削除がある場合は一覧から操作してください。 署名者追加 ユーザー件数:2 < 1 ユーザー番号 氏名 (和文) 氏名 (英文) 役職 (英文) E-mail 申請区分 操作 日商一郎 Ichiro Nissho 変更 修正 削除 00001 @jcci.or.jp 日商 次郎 削除 00002 Jiro Nissho @jcci.or.jp 修正 取消

手续さんよう ()合わ 検子 判144)		中美女人			
手続きの内容(追加・修正・削除)	ン人テム操作力法	甲酮区刀	氏名 (和文) テストー郎		
署名者の追加	「署名者追加」ボタンをクリッ クして入力	追加	氏名 (英文) Ichiro Test		
			役職1 (英文) president		
	「修正」ボタンをクリックし、登	変更	役職2(英文) 例: Director		
※他省へのIDらI経営(使い回じ)防止のため、氏名・サイン形状を変更する場合は、登録済のユーザーIDを停止	球内谷を修止		役職3 (英文) 例: CEO		
したうえで、署名者の追加を行ってください。なお、 更新時は改めてサインの登録が必要です。			E-mail 83 taro.nissho@jcci.or.jp		
		비伦	キャンセル 更新		
※拍当者の異動や氏名・サイン形状変更により 登録済いを		אפנח			
使えないようにする			【入力データの途中保存】		
ユーザーIDの継続(登録内容の変更なしの場合)	不要	空欄	史新ホタンをクリックするタイミングで、作業中のテータか速・ 保存されます。		

⇒手続き完了後(手続き不要なら何もせず)、「「必要書類の印刷」に進む」をクリックします





#### 4) 登録書類の印刷・提出







### パスワード変更

#### ・メインメニューの「パスワード変更」から、本システムのログインパスワードを変更することができます。



※ユーザー I Dのパスワードが分からなくなってしまった場合、貴社の管理者 I Dでログインして確認することができます。

貴社の管理者にご確認ください。

※管理者 I D が不明の場合、貿易登録証の再発行が必要となりますので、窓口までお問合せください。



# お問い合わせ

大阪商工会議所 国際部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 TEL:06-6944-6411 E-mail:<u>occieco@osaka.cci.or.jp</u>

Webサイト: <u>https://www.osaka.cci.or.jp/trade/</u> ブログ: <u>https://ameblo.jp/occi-boekishomei/</u>

> 大阪商工会議所 国際部 2025.1.6